

此本件契約の中者三條及印出券の立書金を合計金額の七割とし、同日五割の三分の二は債務目的の下に之を全金額の全負借用証とす申す差入を置かす

第七條

本日より以後本社印刷所得業員より組織元争議團の解算に争議に因る印刷本契約書の印刷代金は本會より責任を負ふに決り理スルコト

昭和五年八月二十八日

- 甲者 東京市豊島区三崎町三三番 七谷徳治郎
- 乙者 神田区三崎町三三番 青木首吉
- 丙者 神田区三崎町三三番 荒井喜久司
- 丁者 新大塚三丁目九番五号 落合幸三郎
- 下者 方角 落合幸三郎
- 道中久保村 岡田清次郎
- 本會三代理

本會

麻布区市兵衛町三三六

丁者 西谷弟松

神田区淡路町二二一

五会人 西堀進午

(別記三)

争議に關スル支給金分配明細表

荒井喜久司	一三三・一三
中森作次郎	九一・五六
井波秀雄	一三九・六二
岡部方吉	六九・六六
遠藤 宏	七七・〇〇